

記入例 (A3印刷)

(十和田湖 溪流) 字 削除
(十和田湖 溪流) 字 加入

No. _____

(十和田湖 溪流) 字 削除
(十和田湖 溪流) 字 加入

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 7 年 × 月 × 日

十和田市農業委員会会長 殿

Table with 6 columns: 申請者, 住所, 職業, 氏名, 年齢, 連絡先. Includes fields for 貸人 and 借人 with address and contact details.

下記農地(採草放牧地)について (使用貸借による権利) を (設定) したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

(注) 不要の文字は抹消し、空欄には所要の権利及び設定、移転の別を記載すること。

氏名(法人の場合にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。

1 許可を受けようとする土地の所在等

Table with 8 columns: (市町村名), 大字, 字, 地番, 登記簿, 現況, 面積, 所有者氏名, 利用者氏名, 利用権原. Includes a note about recording in separate sheets.

2 契約の内容

Table with 5 columns: 権利を移転又は設定しようとする時期, 対価(円), 賃借料(円), 契約期間, 備考. Includes '許可次第', '無償', '5年間', '使用貸借'.

3 借人又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

Table with 10 columns: 田, 畑, 樹園地, 農地計, 採草放牧地. Sub-columns for 所有地 and 使用収益権を有する土地. Includes a note about recording area in other municipalities.

(注) 複数市町村にまたがる場合は、() 欄に市町村名及び市町村別の合計面積を記入すること。

4 借人又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況

- (1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計 (11,000.00 + 1,400.00 = 12,400.00)
(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

5 借人及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

Table (1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積. Columns: 作物, 田, 畑, 樹園地, 採草放牧地. Includes '水稻', 'ねぎ'.

Table (2) 大農機具又は家畜. Columns: 大農機具 (トラクター, 田植機, etc.), 家畜 (ねぎ播種機, etc.).

(3) 労働力の状況等

Table with 8 columns: 農業に従事する者の氏名, 年齢, 権利取得者との関係, 職業, 農作業年間従事日数, 市町村, 住所, 備考. Includes '世帯員等' and '常雇'.

(4) 農地法その他農業に関する法令の遵守の状況等 別紙1のとおり 忘れずに添付

(5) その他の考慮すべき事項 上記以外で考慮すべき事項がある場合記載すること。(例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載すること。)

Table with 2 columns: 季節雇・臨時雇 (2名), 年間延日数 (20日)

6 周辺農地との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載すること。

(例)申請地において予定している作付作物及び耕作内容は、周辺農地において行われているものと同種であり、周囲に及ぼす影響はないと思われる。

指令 第 号 農地法第3条第1項の規定により上記申請のとおり許可します。

令和 年 月 日 十和田市農業委員会会長 箕輪 展忠



使用貸借契約書

貸人および借人は、農地法の趣旨にのっとり、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して貸人及び借人がそれぞれ1通を所持し、その写1通を十和田市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出する。

令和 7 年 × 月 × 日

貸人（甲）（住 所） 十和田市●●●丁目×番×号

（氏 名） 十和田湖 おとめ

借人（乙）（住 所） 十和田市大字■ ■字□□□×番地×

（氏 名） 溪流 さんさく



1. 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して別表記載の土地その他の物件を使用させる。

2. 貸借の期間

(1) 貸借の期間は、許可日から 令和 年 月 日 までの 5年間 とする。

(2) 貸借期間満了前に乙に事故ある時（民法第597条）は、貸借が消滅する。

3. 転貸又は譲渡

乙は、転貸又は譲渡について、本人又はその世帯員が、農地法第2条第2項に掲げる事由により目的物を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。

その他の事由により転貸し、又は譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

4. 経常費用

(1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。

(2) 農業災害補償法に基づく共済掛金は、乙が負担する。

(3) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費用は、乙が負担する。

5. 契約の変更

契約事項を変更する場合には、変更契約書を作成し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

6. その他

この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表1 土地その他の物件の目録等

(市町村名)	十和田市		地 目		面 積 (㎡)	所 有 者		利 用 者	
	大 字	字	地番	登記簿		現 況	氏名(名称)	氏名(名称)	利用権限
	●●●丁目		×番×	田	田	800	十和田湖 おとめ	十和田湖 おとめ	所有権
	■ ■	□□□	×番××	田	畑	600	十和田湖 おとめ	十和田湖 おとめ	所有権
			計	2	筆	1,400	㎡		